

国税庁ホームページへアクセス！

「特定口座年間取引報告書」等から収入金額などを入力！
税額などが自動計算され便利に作成！

◆◆◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の入力手順 ◆◆◆

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します(37～41ページ参照)。

自動
計算

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分を除きます)

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(42～43ページ参照)。

自動
計算

申告書B第一表
申告書B第二表
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分)

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

◆◆◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページ

※ この画面は令和元年10月現在のものです。



「確定申告書等の作成はこちら」をクリックします。

ご利用ガイド

「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを掲載しています。

なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1】…「特定口座を利用していない場合」

【事例2】…「特定口座(源泉徴収なし)と一般口座」

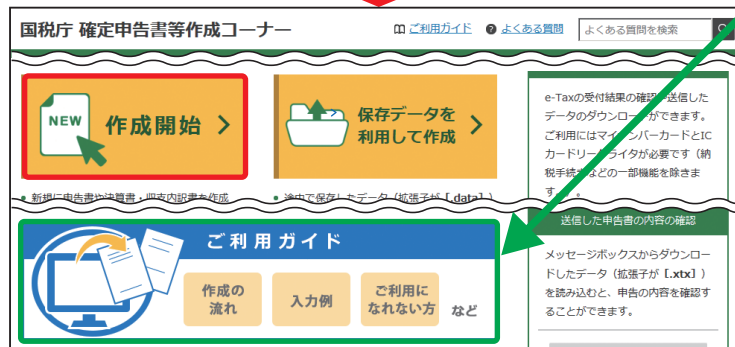
【事例3】…「上場株式の譲渡損失の繰越し」

【事例4】…「特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算及び翌年以後への繰越し」

【事例5】…「前年からの繰越損失を譲渡所得及び配当所得等から控除」

また、株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例(措法39条)の適用を受ける場合、保証債務の特例(所法64条②)の適用を受ける場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の【ご利用になれない方】でご確認ください。



「作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

次のページの1へ

※ お使いのパソコンの環境などにより、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。

※ 35ページから43ページに掲載の「確定申告書等作成コーナー」の画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。